

柏原市立国分中学校 部活動運営方針

1. 部活動の意義

生徒の自主的・自発的な参加により行われる部活動は、学習意欲の向上や自主性・協調性・責任感や連帯感の涵養等に資するものである。部活動の指導にあたっては、技能の向上とともに、楽しさを実感させることを目的とする。

2. 運営について

部活動顧問（以下、「顧問」という。）は、年間の活動計画並びに毎月の活動計画を作成し、計画的な活動を行うとともに、ホームページに掲載し、家庭に提示することで理解と協力を得られるようにする。

3. 休養日及び活動時間の設定

休養日及び活動時間については、成長期にある生徒が、運動、食事、休養及び睡眠のバランスのとれた生活を送ることができるよう、以下を原則とする。

- (1) 週当たり平日は少なくとも1日、土曜日及び日曜日のうち少なくとも1日を休養日とすることを基本とするが、土曜日及び日曜日に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。長期休業中の休養日についてもこれに準じて設定する。
- (2) 1日の活動時間は、平日では2時間程度、学校の休業日（学期中の週末を含む）は3時間程度を基本とする。
- (3) 下記の期間は、原則として活動を休止する。その他、学校行事、学校体制、気象条件等により活動を休止する場合がある。

①定期試験の1週間前から試験終了までの期間（ただし試験最終日は除く）

②8月中旬及び年末年始の学校閉庁日

- (4) 完全下校時刻については、以下を原則とする。

	50分授業	45分授業
3月～9月	～18:20	～17:40
10月	～18:00 ※(18:20)	～17:40
11月～1月	～17:30 ※(18:00)	～17:30 ※(17:40)
2月	～18:00	～17:40

※

・公式戦2週間前に限り、保護者の同意（届け）があれば上記の時間を越えて活動することを認める。また、中体連、大阪府、柏原市協会主催の大会を公式戦とする。

・延長時間は、最大30分間までとする。

・50分授業の時の最大活動時間は、18:20までとする。

よって、10月の延長は、18:20までとする。

ただし、11月～2月の延長は、18:00までとする（2月は延長はしない）

・45分授業の時の最大活動時間は、17:40までとする。

よって、11月～1月の延長は、17:40までとする。

(5) 土曜日、日曜日及び祝日等の警報発令時の部活動については以下とする。（ただし、公式戦の場合は当該大会の実施要項等に基づき対応することとする。）

- 朝7時の時点で、柏原市に、大雨警報、台風による暴風警報、特別警報（大雨、暴風、暴風雪、大雪が対象）が発令されている時は、自宅待機とする。
- 午前10時までに対象となる警報・特別警報が全て解除された時は、連絡が確認できた後活動を可能とする。
- 引き続き、午前10時の時点で対象となる警報・特別警報のいずれかが発令されている時は、部活動は中止とする。
- 部活動中に警報が出た時は、速やかに活動を中止し、通学路等の安全面を十分考慮し、下校させる。

4. 指導について

顧問は、各部活動の特性等を踏まえた指導の導入等により生徒の体力向上・技術向上に努める。そのために、生徒がそれぞれの目標を達成できるようコミュニケーションの充実をはかり、生徒の意欲や自主的、自発的な活動を促す。

5. 部活動の設置

設置している部活動は、以下とする。

- <運動部> : ○ 陸上（男女） ○ 軟式野球（男女） ○ サッカー（男女）
 ○ ソフトテニス（女） ○ バレーボール（男女）
 ○ バドミントン（男女）
 ○ 卓球（男女） ○ 剣道（男女） ○ 水泳（男女）
- <文化部> : ○ 吹奏楽（男女） ○ アート（男女） ○ 家庭科（男女）
 ○ 英語（男女）